

第4回尼崎市都市計画審議会

議 案

平成30年8月30日

尼崎市都市計画審議会

第4回尼崎市都市計画審議会議案目録

番号	区 分	件 名	備 考	ページ
1	議 案 第 17 号	阪神間都市計画公園の変更（3.3.422号 尼崎城址公園他1箇所、尼崎市決定）について		17－1

尼 都 計 第 2470 号
平成 30 年 8 月 30 日

尼崎市都市計画審議会
会 長 様

尼 崎 市 長
稲 村 和 美



尼崎市議案第 17 号
阪神間都市計画公園の変更（3. 3. 422 号 尼崎城址公園他 1 箇所、
尼崎市決定）について

みだしのことについて、別紙のとおり都市計画を決定したいので、都市計画法第
19 条第 1 項の規定により、次のとおり審議会に付議します。

以 上
(都市計画課)

計画書（案）

阪神間都市計画公園の変更（尼崎市決定）

都市計画公園中 2.2.4147 号三の丸公園を 2.2.4147 号二の丸公園に名称を改め、
3.3.422 号尼崎城址公園ほか 1 公園を次のように変更する。

種別	名 称		位 置	面 積	備 考
	番 号	公 園 名			
近隣公園	3.3.422	尼崎城址公園	尼崎市北城内	約 1.5ha	城壁石積、散策路、芝生 広場、城、池、四阿、ベンチ、遊戯施設、便所、 植栽 (面積及び区域の変更)
街区公園	2.2.4147	二の丸公園	尼崎市北城内	約 0.23ha	H陰棚、遊具、植栽、芝生広場、ベンチ (名称の変更)

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

別添理由書のとおり

理由書（案）

平成 28 年に迎えた市制 100 周年を契機として、寺町とともに歴史文化ゾーンを構成する城内地区に残された歴史・文化資源を活かすことで都市の魅力向上と交流人口の増加をめざすとともに、歴史文化という新たな都市イメージを付加することで市民のまちに対する誇りや愛着の醸成につなげることを目的に、平成 27 年 12 月に「都市再生整備計画」が策定された。

この計画を受けて、周辺の歴史館機能等の施設整備と連携しながら、市街地における環境を保全しつつ城内地区の玄関口にふさわしい景観を形成するほか、教養・文化活動等様々な余暇活動の場となる空間を整備し、さらに、災害時における一時避難地を確保するなど、近隣公園としての機能強化を図るため、尼崎城址公園の区域及び面積を変更する。

また、併せて、当時の尼崎城の二の丸に位置している三の丸公園の名称を「二の丸公園」に変更する。

計 画 図 (案)

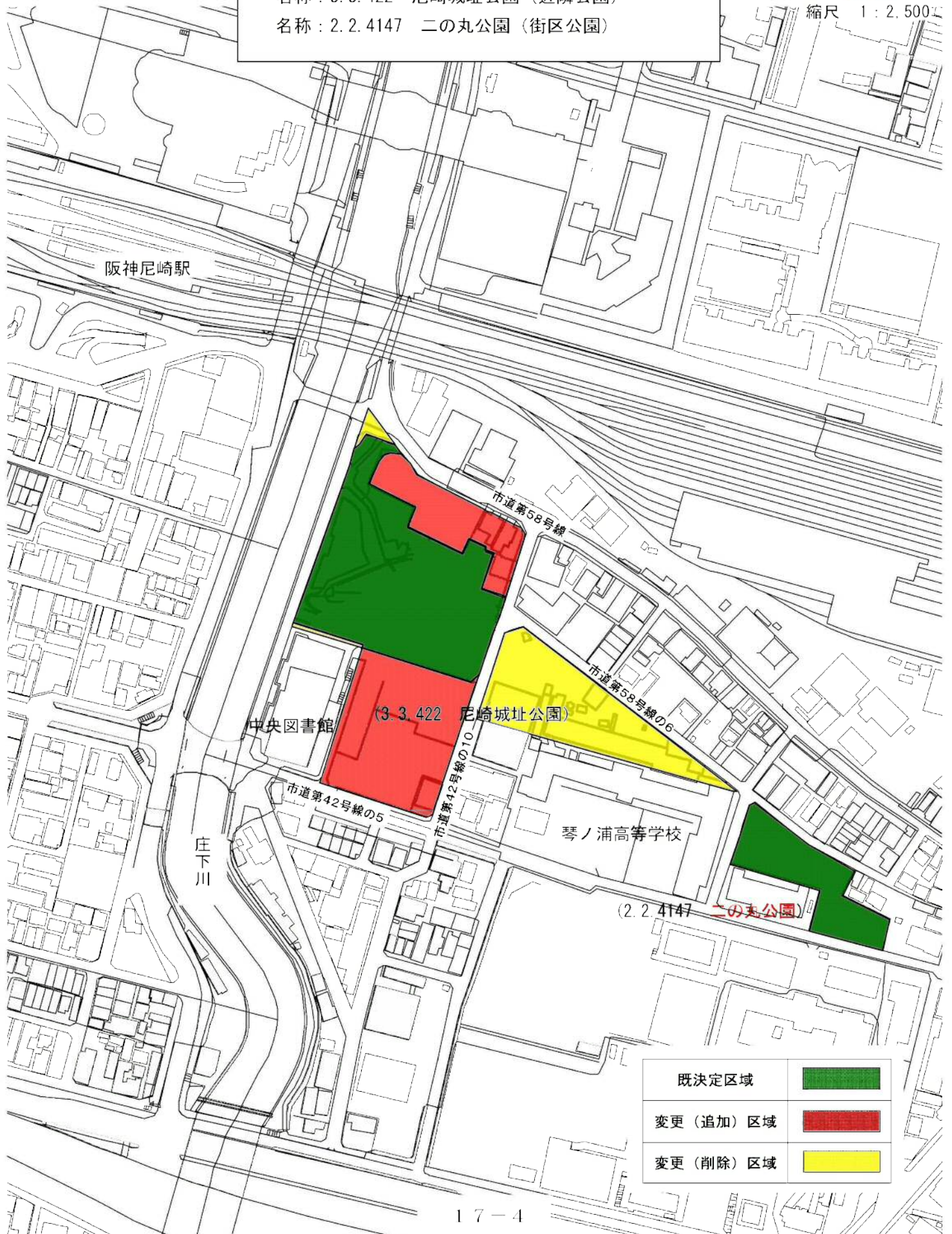
阪神間都市計画公園の変更（尼崎市決定）

名称：3.3.422 尼崎城址公園（近隣公園）

名称：2.2.4147 二の丸公園（街区公園）



縮尺 1：2,500



変更前後対照表

3.3.422 号 尼崎城址公園ほか 1 公園

変更	種別	名称		位置	面積	備考
		番号	公園名			
変更前	近隣公園	3.3.422	尼崎城址公園	尼崎市北城内	約 1.2ha	城壁石積、散策路、多目的広場、展望広場、芝生広場、藤棚、便所、四阿、遊戯施設、植栽
変更後	近隣公園	3.3.422	尼崎城址公園	尼崎市北城内	約 1.5ha	城壁石積、散策路、芝生広場、城、池、四阿、ベンチ、遊戯施設、便所、植栽 (面積及び区域の変更)
変更前	街区公園	2.2.4147	三の丸公園	尼崎市北城内	約 0.23ha	日陰棚、遊具、植栽、芝生広場、ベンチ
変更後	街区公園	2.2.4147	三の丸公園	尼崎市北城内	約 0.23ha	日陰棚、遊具、植栽、芝生広場、ベンチ (名称の変更)

阪神間都市計画公園の変更（3.3.422 号 尼崎城址公園ほか 1 公園、尼崎市決定）に関する案の縦覧等の結果について

1 説明会の開催

(1) 開催日及び開催場所

平成 30 年 6 月 8 日(金) 中央公園パークセンター

(2) 参加者

9 名

(3) 説明会での意見

公園の変更案に関する意見：1 件

- ・ 新たに追加する区域については、今回廃止する区域のように何十年と整備されな
いまま、また廃止になるようなことがないよう、実行性のある計画にしてほしい。

その他の意見：4 件

- ・ 当時の尼崎城の棟瓦や石垣を保存・活用してほしい。
- ・ 寺町を起点として城内周辺まで歩いて半日ぐらい過ごせるような景観をつくって
ほしい。
- ・ 電柱は美観を損ねるため、埋設するなど対策を考えてほしい。
- ・ 庄下川沿いの植栽について、シダレザクラやヤナギを植えるのがいい。

2 都市計画法第 17 条（同法第 21 条第 2 項において準用）に基づく案の縦覧

(1) 実施期間

平成 30 年 7 月 17 日(火)から平成 30 年 7 月 31 日(火)まで

(2) 縦覧者数

0 名

(3) 提出された意見数

0 件

(4) 意見を受けて修正した箇所

なし

以 上

都 計 第 1146 号

平成 30 年 7 月 9 日

尼崎市長 稲 村 和 美 様

兵庫県知事 井 戸 敏 三



阪神間都市計画公園の変更(3. 3. 422 号尼崎城址公園ほか 1 公園の変更)
について(回答)

平成 30 年 7 月 4 日付け尼公計第 1610 号で協議のあったこのことについては、異存ありません。

なお、当該都市計画の変更を行った場合には、都市計画法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、同法第 14 条第 1 項に規定する図書の写しを兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課に送付するとともに、阪神北県民局宝塚土木事務所及び阪神南県民センター西宮土木事務所に変更を行った旨通知願います。